

屋久島森林生態系保護地域における「入林届」の取扱い

原生的なスギ天然林を代表とした特異な生態系と優れた自然景観を持つ屋久島の生態系は、その現状を人為的行為により破壊されることなく次の世代に引き継ぐことが重要です。

このため、九州森林管理局では、当該地域を森林生態系保護地域として設定し、保護・管理することとしています。

屋久島森林生態系保護地域（15,185ha（うち10,260haは世界自然遺産登録地域））	
保存地区（9,600ha）	保全利用地区（5,585ha）
【当該地域の森林の取扱方針】	
<ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系の厳正な維持を図る区域 ・原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす区域 ・直接的な森林施業は行わず将来的には天然林への移行を図る
【入林届の扱い】	
<p>登山や観光等を目的とした既存の登山道や施設の利用を除き、林内への立入りはご遠慮ください。 既存の登山道等以外の林内への入林にあたっては、入林届の提出をお願いします。 なお、当該地域において認められる行為は、基本的に以下のとおりです。 また、希少種の保護、入林者の安全確保等の観点から、入林箇所の変更等を求めることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>	
【当該地域において、必要に応じて行うことができる行為】	
<ul style="list-style-type: none"> ・学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為 ・山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ・鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ・学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置、標識類の設置等 ・その他法令等の規定に基づき行うべき行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為 ・山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ・鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ・学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置、標識類の設置等 ・枯損木及び被害木の伐倒・搬出 ・その他法令等の規定に基づき行うべき行為

希少個体群保護林における「入林届」の取扱い

希少な野生生物の生育に必要な森林の保護・管理することにより、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等することが重要です。
このため、九州森林管理局では、当該地域を希少個体群保護林として設定し、保護・管理することとしています。

種子島ヤクタネゴヨウ等希少個体群保護林(20.04ha)、瀬切川ヤクタネゴヨウ希少個体群保護林 (61.54ha) 、屋久島菌従属栄養植物等希少個体群保護林 (79.07ha)

【当該地域の森林の取扱方針】

- ・目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする
- ・一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする

【入林届の扱い】

登山や観光等を目的とした既存の登山道や施設の利用を除き、林内への立入りはご遠慮ください。

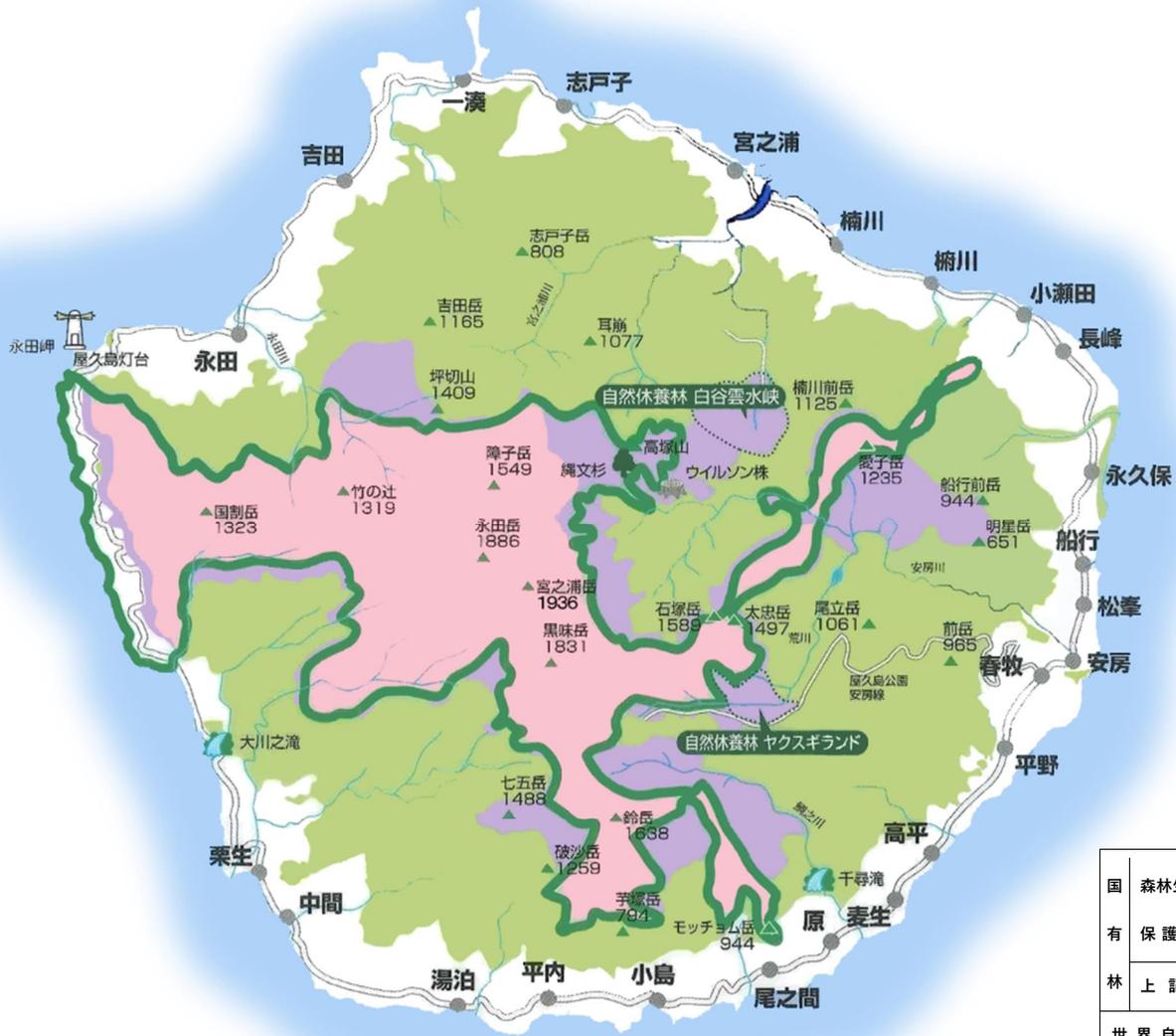
既存の登山道等以外の林内への入林にあたっては、入林届の提出をお願いします。

なお、当該地域において認められる行為は、基本的に以下のとおりです。

また、希少種の保護、入林者の安全確保等の観点から、入林箇所の変更等を求めることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

【当該地域において、必要に応じて行うことができる行為】

- ・学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他の公益上の事由により必要と認められる行為
- ・山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
- ・鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- ・学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置、標識類の設置等
- ・その他法令等の規定に基づき行うべき行為



国 有 林	森林生態系	保存地区	
	保護地域	保全利用地区	
	上記以外の国有林		
	世界自然遺産登録地域		